

## 私立高校生の学費滞納と経済的理由で中退した 私立高校生の割合が過去最低に

…2014年9月末の私立中高生の学費滞納と経済的理由による中退調査のまとめ…

### 1. 調査の目的

今回の調査は、2014年度半年間(2014年4月～2014年9月末)に、私立高校・中学校で学費を3ヶ月以上滞納している生徒数とその状況、及び同期間に経済的理由で私立高校・中学校を退学(学費未納による除籍を含む)した生徒数とその状況を可能な限り把握し、2010年度から開始された就学支援金制度の政策効果の検証と、私立に学ぶ生徒の学習権を守るために私学の学費無償化に向けて必要な措置を行政に要請していくために行いました。

本組合では、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、今回が17年目の調査です。

### 2. 調査対象の期間

2014年9月末段階の3ヶ月以上の学費滞納と、今年4月以降の経済的理由での中途退学についての調査。

### 3. 調査方法

調査方法は、別紙調査用紙を本組合の各県組織を通じて加盟校(590校)を中心にして配布し、学園側の協力を得て調査し、調査用紙を回収し本部で集約しました。

### 4. 回答状況

- ・30都道府県の私立高校308校、私立中学校125校から回答がありました。
- ・回答学校数(全国の私立高校・中学に対する割合)・生徒数(全国の私立高校・中学に対する割合)は  
 私立高校(全日制)308校(1,291校の23.9%)、対象生徒数263,890人(1,030,126人の25.6%)  
 私立中学校 125校(777校の16.1%)、対象生徒数 51,015人(245,798人の20.8%)  
 ※文部科学省「学校基本調査」2014(平成26)年度版参照

### 5. 調査結果の特徴

#### (1)私立高校で3ヶ月以上の学費滞納割合、経済的理由で中退した生徒の割合は過去最低

- ① 9月末での3ヶ月以上の学費滞納生徒のいる私立高校は30都道府県241校(回答のあった308校の78.2%)に2,812人(全調査対象生徒の1.07%)おり、また、9月末での経済的理由での高校中退生徒は18校(調査した高校の5.9%)に32人(調査生徒数の0.012%)いました。私立高校生の滞納生徒及び経済的理由での中退生徒の割合は過去最低です。

【私立高校での9月末での3ヶ月以上の学費滞納者数と経済的理由による中退者数の推移】

年度	調査生徒数	9月末の3ヶ月以上滞納生徒数(人)	同割合 (%) (滞納生徒数/調査生徒数)	9月末での中退生徒数	同割合 (%) (中退生徒数/調査生徒数)
2008	218,727	3,208	1.47%	103	0.05%
2009	269,952	4,587	1.70%	149	0.06%
2010	273,370	4,203	1.54%	101	0.04%
2011	276,520	3,747	1.36%	58	0.02%
2012	279,302	3,657	1.31%	38	0.013%
2013	231,837	2,691	1.16%	34	0.014%
2014	263,890	2,812	1.07%	32	0.012%

- ② 3ヶ月以上の学費滞納者の学年別内訳と全体に占める割合は以下の通りです。昨年度と比較すると1年生の滞納の割合が増加しています。なお、「不明」は学年別に記入がなかった生徒数です。

	2014年度		2013年度	
	滞納生徒数	合計数に占める割合	滞納生徒数	合計数に占める割合
1年生	728	25.9%	608	22.6%
2年生	881	31.3%	895	33.3%
3年生	921	32.8%	897	33.3%
不明	282	10.0%	291	10.8%
合計	2,812		2,691	

- ③ 6か月以上(4月～9月、及びそれ以前から)の学費を滞納している私立高校生は、137校に753人(0.3%)います。最長の滞納月数は16か月の生徒がいます。
- ④ 私立高校生の9月末での学費滞納生徒の割合は減少しましたが、依然2,812名もの生徒が3か月以上の学費を、753名もの生徒が6か月以上の学費を滞納しています。今回の調査が全私立高校生の25%程度であり、私立高校生全体(約102万人)では1万1200人ほどの私立高校生が3ヶ月以上の学費を、3000人程度の私立高校生が6か月以上の学費を滞納していると推定されます。

## (2)私立中学での滞納率もやや減少

- ① 私立中学校で3ヶ月以上の学費滞納生徒数は59校(回答した125校の47.2%)に108名おり、調査した生徒に占める割合は0.21%でした。また、調査した125校で108名ですから、1校あたりの滞納生徒数が初めて1を割り込んで0.86人となりました。

過去の調査では、2013年度は51校(100校中)119名(0.31%)、2012年度は81校(151校中)217名(0.34%)、2011年は58校(145校中)152名(0.27%)、2010年は71校(144校中)196名(0.36%)となっています。

- ② 私立中学生で4月以降経済的な理由で中退した生徒は6校に7名(昨年度は2校2名)いました。
- ③ 私立中学校での6か月以上の学費滞納生徒は25校に37名(昨年度は23校36名)いました。

## (3)「経済的理由で修学困難な生徒への学園独自の支援制度」については、92校(30.0%)の学校にあり、うち48校(制度のある学校の52.2%)が「家計急変」世帯を対象にしています。

1. 「経済的理由での修学困難生徒への学園独自の支援制度は」(回答数283校)

- ア. ある…92(32.5%)  
イ. ない…191(67.5%)

2. 上記「ア」の場合、

- ①「対象世帯の基準は」
- i. 「家計急変」…48校(52.2%)
  - ii. 「収入基準」…36校(39.1%)
  - iii. 「公的支援での不足分」…3校(3.3%)
  - iv. 「母子家庭」…2校(2.2%)
  - v. 「総合判断」などその他…3(3.3%)
- ②「都道府県からの再補助制度はありますか」
- ア. ある…29校(35.4%)  
イ. ない…53校(64.6%)

## 6. 調査結果についての分析

- ① 2010年度以降の国による私立高校生への就学支援金制度と、就学支援金が下支えするかたちでの各都道

府県による減免制度が4年を経過して定着するなかで、9月末段階での3ヶ月以上の学費滞納者と経済的な理由での中退した私立高校生の割合を過去最低に引き下げたと考えられます。

就学支援金導入前の2009年度と比較すると、3ヶ月以上の滞納者数は1.70%から1.05%へ0.65%と4割近く減少しています。また、経済的理由での中退者数は2009年度と2014年度を比較すると、0.05%から0.012%と4分の1の割合になっています。

- ② 今年4月の新入生からの就学支援金制度の見直しによって、所得制限が導入され、その財源で私立高校の低所得世帯への加算措置と「奨学のための給付金」(奨学給付金)が導入されました。所得制限が導入されるなかで、1年生の滞納世帯の動向を注視し、昨年度とその割合を比較しました。

結果は、全体の滞納者に占める1年生の割合が、22.6%から25.9%へ増加し、2年生・3年生の割合は減少しています。これは、昨年度まで(今年度も2~3年生は同じ)は、一律分(年額118,800円、月額9,900円)減額徴収していましたが、今年度は多くの学校で当月に全額納入し、給付額が確定し学校が代理受給したのちに還付する制度に変更したため、一時的な滞納者が増えているものと思われます。ただ、「910万円未満世帯」の割合の高い道府県の学校では、1年生にも一律減額徴収の制度を継続している学校もあり、滞納者数は大幅に増加してはいないものと考えられます。

- ③ 国の就学支援金、自治体の減免制度に加え、学園独自で経済的理由での修学困難生徒への学費補助制度がある学校を調査したところ、19都府県92校(回答した308校の30.0%)に制度がありました。学園独自の制度の内容は「家計急変」と「収入基準」で全体の9割以上を占め、国や自治体の制度でまかない切れない部分を学園で支え、経済的理由で中退に追い込まれないように配慮している姿勢がみとれます。

「国、県、学園であなたの学びを支えます」という趣旨で、中学生に入学案内を出している学園やホームページで紹介している学園も多くみられます。

- ④ 東京都では国と都の学費補助制度とは別に、各学園で支援事業を行った場合は翌年、都の私学財団(予算は東京都)から支給額の「家計急変」で4/5、「一般」は3/4が再補助される制度がありますが、こうした再補助制度について質問したところ、東京都内の制度がある23学園のうち、20学園が再補助制度について「ある」と回答しています。

また、神奈川で3校、茨城、千葉、新潟で2校、埼玉、富山、京都で各1校「ある」と回答しましたが、市町村が学園の制度に上乗せして実施している例や、新潟の2校は市が学園実施の減免制度の1/2を再補助する制度がありこれを指しているものと思われます。

- ⑤ 「就学支援金の見直しと自治体減免制度の改善で、事務手続きの上で今後国と自治体に改善してほしいことはありますか。具体的にお書きください。」の記入欄には117校(38.0%)の担当者が回答し、「事務手続きが煩雑」、「申請と給付制度の簡素化」、「一律補助制度にしてほしい」、「県の制度との一本化」、「4月に申請して給付が年末は遅い」、「東京都のように事務センターを開設してほしい」、「還付の際の学園の金銭的負担が大きい」など、様々な問題点の指摘と今後に向けて改善点が記入されていました。

## 7. 私たちの要求と今後の取り組みについて

「私学は選んで行ったところだから学費負担が多くても当然」「公立に落ちて私学に行ったんだから高い学費は自己責任」という風潮が多かったなかで、家計とは関係なく私学に行かざるを得なかった生徒への支援が先行するかたちで2010年度就学支援金導入とともに拡充してきました。そして私立高校生にも平等に学ぶ機会を保障しようという世論が、就学支援金制度の導入、見直し議論の中でひろがってきていることも確かです。こうした社会的な世論が国と、自治体をさらに動かし、教育費負担の公私間格差解消に向けていっそう前進することを望みます。

今回の総選挙、来春の一斉地方選挙を通して、私たちの要求をしっかりと国政や県政に届け、その実現をめざします。

### (1) 私学の学費負担の更なる軽減で、お金のことを気にしないで高校を選べる制度の拡充を

就学支援金制度の導入による政策効果は滞納・中退者の減少だけにとどまらず、私立高校への入学者数の増加を生んでいます。

全日制高校（本科）の入学制で比較すると、就学支援金制度以前（2009年度）に比べ、2014年度は全国平均で1.53%増加し、32.3%になりました（下表）。下表以前については2004年度30.77%→2005年度30.61%→2006年度30.73%→2007年度30.93%→2008年度30.88%と30%台後半で推移し、31%台に乗ることさえありませんでした。

全日制高校（本科）への入学者の公私割合比較

出典：文科省学校基本調査

表作成：全国私教連

	2009(平成 21)年度		2010(平成 22)年度		2012(平成 24)年度		2013(平成 25)年度		2014(平成 26)年度	
	1年生徒数	同割合	1年生徒数	同割合	1年生徒数	同割合	1年生徒数	同割合	1年生徒数	同割合
私立	336,970	30.76%	342,237	31.53%	342,237	31.53%	352,582	32.10%	356,926	32.29%
公立	758,654	69.24%	743,061	68.47%	743,061	68.47%	745,673	67.90%	748,477	67.71%
合計	1,095,624		1,085,298		1,085,298		1,098,257		1,105,403	

  

順位		2009年度	2014年度	増減	順位		2009年度	2014年度	増減
1	熊本	30.73%	35.95%	+5.22%	43	和歌山	16.93%	16.62%	-0.31%
2	福井	24.04	27.87	+3.83	44	徳島	4.74	4.18	-0.57
3	京都	40.38	44.13	+3.75	45	愛知	31.80	31.10	-0.70
4	福島	17.40	21.10	+3.71	46	神奈川	35.36	34.58	-0.78
5	鹿児島	27.23	30.28	+2.49	47	東京	59.17	57.66	-1.51

### (2) 「授業料無償」から「学費無償」へ

昨年の臨時国会での就学支援金制度の見直しの議論の中で文部科学大臣が初めて「教育費負担の公私間格差」について数字を挙げて示し、今年5月13日の参議院文教科学委員会で私立高校での施設設備費について、文部科学大臣が初めて「施設設備費の整備支援は国として行っておりますが、これを更に拡充をしていくことを今後とも国としては検討課題にしていきたいと思っております」と、方向性について答弁しています。

昨年度の私立高校の学費（学納金）の年額は以下のようになっています。（文部科学省資料）

授業料：380,234円

施設設備費：170,906円

合計額（学費）：551,140円

（入学金平均額：161,099円）

私立高校生の学費全体の無償化をすすめるために、以下の実現を望みます。

- ① 「施設設備費」について、制度拡充した自治体で採用した「その他の授業料」という考え方を参考に、国と自治体は、補助対象を施設設備費なども含めた私立高校の学費（学納金）全体に広げること。
- ② 私立高校でも授業料を「施設設備費」を加えた額にし、学費は授業料に一本化すること。
- ③ 各自治体は学費の総額に変更がない限り、「授業料値上げ」として、補助金の減額措置（ペナルティ）は行わないこと。

### (3) 自治体間格差の解消を

今回の国の高校無償化・就学支援金制度見直しの趣旨である、「教育費負担の公私間格差の是正」に沿って私立高校の低所得世帯に自治体単独での加算を上積みし、埼玉県で生活保護世帯やそれに準ずる世帯で学費無償が実現するなど、一層の拡充をはかった自治体があります。

しかしその一方で、国の就学支援金が加算されたにもかかわらず、多くの自治体で自治体単独予算

を縮小し、保護者負担額は変化なしという状況を引き起こしました。全国私教連が4月18日に記者発表した資料では32都道県で、昨年度の自治体単独予算に比べて本年度の予算を引き下げた予算になっていることを指摘しました。

さらに、文部科学省は7月23日の記者発表で16道県が「就学支援金の加算拡充によって、従来行っていた県の授業料減免の財源の一部が浮くことになるが、26年度は、県による授業料減免等の支援策の拡充を行っていない」としました。

そのために自治体間格差が一層拡大してしまいました。利根川を挟んで埼玉県に住んでいるか、群馬県に住んでいるかで私立高校へ通っている生徒への支援は大きな差が出ています。どの県に住んでいようと受けられる支援は同じにしていく必要があります。昨年、大阪から広島に引っ越してきた私立高校生が、「広島に引っ越して損をした」と発言したという話を紹介しましたが、こうした思いを抱かないで学びに専念できるようにしなければなりません。

そのために、以下の実現を望みます。

- ① 年収350万円までの世帯には学費全額を対象にした私立高校生の無償制度をつくること。
- ② 自治体単位での支援対象世帯を引き上げ、すべての自治体が「中間世帯」とした標準世帯で610万円までの支援制度をつくること。
- ③ 2014年度の自治体予算で、国の就学支援金の加算を理由にした自治体単独予算の切り下げをおこなった自治体に対して、国は2015年度予算で回復措置をとるよう必要な措置をとること。

#### (4) 入学金補助制度をすべての自治体で

入学金支援をしている自治体は全国私教連の調査では14都県であり、しかも低所得世帯での全額補助は山形県と熊本県だけです。この制度を当面所得制限付でもすべての自治体が創設・拡充し、低所得層の入学金支援を一般化することを望みます。

#### (5) 自治体支援額の一部を学園負担にする制度がのこる7県は直ちにこの制度を廃止すること。

「自治体負担の一部を高校側にも負担いただく」として低所得世帯への自治体支援額の一部(10%~50%)を学校負担としている自治体があります。この学校負担制度はそうした生徒を入学させた学校へのペナルティーとも受け取れる制度であり、本来の制度の趣旨とは大きくかけ離れたものと言わざるを得ません。現在、7県(宮城県、茨城県、栃木県、香川県、熊本県、大分県、宮崎県)に残っているこの制度を直ちに撤廃することを望みます。

#### (6) 私立中学生への就学支援金制度の創設について議論を開始し、展望の道筋をつけること。

#### (7) 就学支援金、自治体減免制度、奨学給付金の事務手続きを一本化するなど簡素化し、申請から給付までスピード感をもった制度とすること。

そのために、以下の実現を望みます。(以下の内容は11月19日に文部科学省に要請しました)

- ① 課税(非課税)証明書、または生活保護受給証明書の提出でデータを自治体が共有し、就学支援金も奨学給付金も申請を自治体が一元管理できるようにすること。そのためにすべての都道府県で「就学支援金センター」を設置し、書類のチェック、判断等を自治体業務にし、学校事務の仕事量を軽減させること。そのために、納税額を「区市町村民税納税額」に統一し、制度が一体的に運用できるようにすること。
- ② 就学支援金加算分は前年度の課税証明書が提出される6月を待って申請し、年度末の還付ではなく、年度途中からでも減免された金額での授業料の振込ができるように、出来るだけ早く一律分(月額9,900円)の決定手続きを優先させること。
- ③ 多くの自治体で学校ごとに作成している保護者あての文書を、支援制度を一覧できるものを自治体で統一し作成し、保護者に案内すること。
- ④ 申請漏れを防ぐために、いつ申請しても4月に遡及して給付が受けられるようにすること。

- ⑤ 「奨学給付金」については以下の点で改善すること
- ・現行制度で「保護者が1人である」場合の「必須」となっている「理由」欄の記入は明らかにプライバシーに関わる問題ある調査であり、直ちにこの項目は廃止すること。
  - ・「奨学給付金」で生活保護世帯への奨学給付金の支給条件に「修学旅行への参加」がある県とない県とがある状況を改善し、参加を条件としない奨学給付金制度とすること。
  - ・住民税非課税・均等割世帯への奨学給付金については、兄弟の有無に関わらず138,000円が給付されるよう改善すること。
  - ・現状では在学証明書が指定の用紙になっており、窓口に来て戸惑う保護者が多いことを考えると、学校独自の在学証明書で申請できるようにすること。
  - ・今年度の制度では、申請までは学校経由であるが、給付決定者・給付内容の連絡は学校にない制度を改め、学校に連絡をすることで、学費の滞納を防ぐことにつなげること。
  - ・すべての自治体の事業名に「奨学のための給付金」を入れ、給付制度であることを前面に押し出し、自治体の担当部署も私学行政に関わる部署とし、申請時期、給付時期をほぼ同一にするなどの統一感を持たせること。

#### (8) 私立高校生等への制度の周知徹底をはかること

そのために、以下の実現を望みます。

- ① 国や自治体（県や市町村）の支援制度、学園独自の支援制度、厚生労働省の生活福祉資金（教育支援資金）など、様々な学費・教育費支援制度についての周知を徹底するとともに、行政窓口で教育費相談受付を設けること。
- ② 国や自治体を中心になって私立高校生への就学支援制度について、受験生をはじめ中学生への周知徹底をはかること。

以上